

議案第 46 号

市川市下水道条例の一部改正について

市川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市下水道条例の一部を改正する条例

市川市下水道条例(昭和 47 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 8 号中「排水設備設置義務者」を「排水設備義務者」に改め、同条第 9 号を削り、同条第 10 号中「悪質下水」を「第 8 条の 2 第 4 号又は第 8 条の 3 に定める基準に適合しない水質の下水」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 11 号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(11) 共用給水装置等 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 9 項に規定する給水装置(以下「給水装置」という。)又は水道水以外の水を使用するための装置であって、2 以上の世帯で共用するために設置したものをいう。

第 3 条第 12 号を削る。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

(排水設備等の計画の確認)

第 9 条 排水設備義務者は、排水設備又は法第 24 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(公共設置ます(排水設備と公共下水道を接続するますをいう。)を除く。)(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとするときは、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置

及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により申し出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(指定排水設備工事業者の指定)

第10条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定排水設備工事業者」という。)でなければ、行ってはならない。

- 2 前項の指定の有効期間は、指定排水設備工事業者としての指定を受けた日の翌日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 3 前項の有効期間満了に際し、引き続き指定排水設備工事業者としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。
- 4 前項の規定により引き続き指定排水設備工事業者としての指定の更新を受けたものの指定の有効期間は、第2項に規定する指定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年間とする。

第10条の次に次の12条を加える。

(指定の申請)

第10条の2 前条第1項の指定は、排水設備等の新設等の工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 前条第1項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名(個人にあつては、その氏名及び住所)
 - (2) 排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所(以下「営業所」という。)

の名称及び所在地並びに第10条の4第1項に規定する排水設備工事責任技術者の氏名

3 前項の申請書には次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 定款及び申請者に係る登記事項証明書（個人にあっては、その住民票の写し）
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 第10条の4第1項に規定する排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し
- (5) 次条第1項第2号で定める機械器具を有することを証する書類（指定の基準等）

第10条の3 市長は、第10条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項に規定する排水設備工事責任技術者が1名以上専属している者であること。
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) 千葉県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 第10条の10第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者（その者が法人の場合にあっては、その役員又はその役員であった者を含む。）

ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 法人であって、その役員のうちアからウまでのいずれかに該当する者があるもの

2 市長は、第10条第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に

周知する措置をとる。

(排水設備工事責任技術者)

第10条の4 指定排水設備工事業者は、営業所ごとに、次項各号に掲げる職務をさせるため、排水設備工事責任技術者（千葉県下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格し、千葉県下水道協会に登録された者をいう。）を専属させなければならない。

2 前項の規定により専属することとなる排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の監理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認
- (4) 第10条の13第1項及び第3項の規定による届出に係る管理
- (5) 第11条第1項に規定する検査の立会い
- (6) 前各号に掲げるもののほか、排水設備等の新設等の工事に関し市長が必要と認める事項

3 排水設備等の新設等の工事に従事する者は、責任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(指定通知書)

第10条の5 市長は、指定排水設備工事業者として指定を行った工事の事業を行う者に対し、市川市指定排水設備工事業者通知書（以下「指定通知書」という。）を交付する。

2 指定排水設備工事業者は、指定通知書を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定排水設備工事業者は、第10条の10第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定通知書を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を停止されたときは、当該指定の効力の停止の期間中、指定通知書を返納しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、指定通知書の再交付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定排水設備工事業者の遵守事項)

第10条の6 指定排水設備工事業者は、下水道に関する法令、この条例及びこれに基づく規則で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事は、責任技術者の監理の下にその設計及び施工を行うこと。
- (2) 排水設備等の新設等の工事の施工において、公共下水道の施設の機能に障害を与えないこと。
- (3) 指定排水設備工事業者としての自己の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (4) 排水設備等の新設等の工事に使用する材料は、規則で定める規格に適合するものであること。

(指定排水設備工事業者の責務)

第10条の7 指定排水設備工事業者は、規則で定めるところに従い、適正な排水設備等の新設等の工事の施工に努めなければならない。

(変更の届出等)

第10条の8 指定排水設備工事業者は、営業所の名称及び所在地、責任技術者その他規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 指定排水設備工事業者は、排水設備等の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第10条の3第2項の規定は、前2項に規定する場合について準用する。

(指定排水設備工事業者に対する指導)

第10条の9 市長は、指定排水設備工事業者が下水道に関する法令、この条例又はこれに基づく規則に違反していると認めるときは、当該指定排水設備工事業者に対し、当該違反については是正又は改善をするよう指導するものと

する。

(指定の取消し又は停止)

第10条の10 市長は、指定排水設備工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めて当該指定の効力を停止することができる。

- (1) 不正の手段により第10条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第10条の3第1項各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第10条の4第1項の規定に違反したとき。
- (4) 第10条の6各号に掲げる事項を遵守しなかったと認められるとき。
- (5) 第10条の8の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (6) 第10条の13第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合以外の場合であって、指定排水設備工事業者として不適当であると市長が認めるとき。

2 第10条の3第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第10条の3第2項中「した」とあるのは「取り消し、又は期間を定めて当該指定の効力を停止した」と、「その旨」とあるのは「その旨及びその理由」と読み替えるものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定の効力を停止した者に対し、第10条の6に規定する事項を遵守し、及び第10条の7に規定する責務が十分に果たされるよう、講習会を開催するものとする。

(責任技術者に対する指導)

第10条の11 市長は、責任技術者が下水道に関する法令、この条例又はこれに基づく規則に違反していると認めるときは、当該責任技術者に対し、当該違反については是正又は改善をするよう指導するものとする。

(責任技術者の業務の禁止又は停止)

第10条の12 市長は、責任技術者がこの条例に違反したときは、本市において当該責任技術者が行う排水設備等の新設等に係る業務を行うことを禁止し、又は期間を定めて本市において当該業務を行うことを停止することがで

きる。

(排水設備等の新設等の工事に係る届出等)

第10条の13 排水設備等の新設等の工事の施工を行う者は、当該工事に着手する前に市長にその旨を届け出なければならない。

2 排水設備等の新設等の工事の施工を行う者は、第9条の規定により確認を受けた計画に基づき工事を施工しなければならない。

3 排水設備等の新設等の工事の施工を行った者は、当該工事が完了した後に市長にその旨を届け出なければならない。

第11条及び第11条の2を次のように改める。

(排水設備等の工事の完了の検査)

第11条 排水設備義務者は、排水設備等の新設等の工事が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内にその旨を市長に申請し、当該工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったとき、又は市長が必要と認めるときは、市の職員に検査させるものとする。この場合において、市長は、排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していないと認めるときは、当該申請を行った排水設備義務者及び当該工事の施工を行った指定排水設備工事業者に対し、当該工事の是正のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 市長は、前項の検査をさせた場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った排水設備義務者に対し、規則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

(排水設備義務者の遵守事項)

第11条の2 排水設備義務者は、下水道に関する法令、この条例及びこれに基づく規則の規定を遵守するとともに、排水設備等の新設等を行うときは、その工事を指定排水設備工事業者に行わせなければならない。

第 1 1 条の 2 の次に次の 5 条を加える。

(排水設備義務者の責務)

第 1 1 条の 3 排水設備義務者は、排水設備等の新設等を行おうとするときは、当該排水設備等の新設等に係る工事、手続等に要する期間及びこの条例に定める当該手続の審査等に係る通常要すべき標準的な期間を考慮し、排水設備等の新設等の工事を施工するための期間（第 9 条第 1 項に規定する確認を受けた日から第 1 1 条第 1 項の規定による申請をする日までの期間をいう。）を設けるよう努めなければならない。

(排水設備義務者に対する措置)

第 1 1 条の 4 市長は、第 9 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による確認を受けずに排水設備等の新設等を行った排水設備義務者、第 1 1 条第 1 項に規定する検査を受けなかった排水設備義務者及び第 1 1 条の 2 の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の施工を指定排水設備工事業者以外の者に行わせた排水設備義務者に対し、期限を定めて、当該排水設備等について必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定を受けずに排水設備等の新設等の工事の施工を行った者の公表)

第 1 1 条の 5 市長は、第 1 0 条第 1 項の指定を受けていない者が同項の規定に違反して排水設備等の新設等の工事の施工を行った事実があったことを確認したときは、当該工事の施工を行った者に意見を述べる機会を与えた上で、当該事実があった旨を公表することができる。

(排水設備義務者の公表)

第 1 1 条の 6 市長は、排水設備義務者に次に掲げる事実があったことを確認したときであつて、かつ、当該事実に係る事情が悪質であると認めるときは、当該排水設備義務者に意見を述べる機会を与えた上で、当該事実があった旨を公表することができる。

- (1) 第 9 条第 1 項に規定する確認を受けずに排水設備等の新設等を行ったこと。
- (2) 第 9 条第 2 項の規定による申出を行わずに同条第 1 項の申請書及びこれ

に添付した書類に記載した事項を変更したこと。

(3) 第11条第1項の規定による申請を行わず、又は同項に規定する検査を受けなかったこと。

(4) 第11条の2の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を指定排水設備工事業者以外の者に行わせたこと。

(除害施設の新設等)

第11条の7 第9条、第10条第1項、第10条の13及び第11条の規定は、除害施設の新設等について準用する。この場合において、第9条第1項中「排水設備義務者は、排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（公共設置ます（排水設備と公共下水道を接続するますをいう。）を除く。）（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとするとき」とあるのは「除害施設の新設等を行おうとする者」と、「が排水設備等」とあるのは「が除害施設」と、同条第2項ただし書中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、第10条中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）」とあるのは「市長の指定を受けた者」と、第10条の13第1項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、同条第2項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「第9条」とあるのは「第11条の7の規定により読み替えて適用する第9条」と、同条第3項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、第11条第1項中「排水設備義務者は、排水設備等の」とあるのは「除害施設の新設等を行った者は、当該」と、「が排水設備等」とあるのは「が除害施設」と、同条第2項後段及び第3項中「排水設備等」とあるのは「除害施設」と、「排水設備義務者」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第13条から第17条までを次のように改める。

(使用開始等の届出義務)

第13条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当する場合にあっては、新たに使用者

となろうとする者が届け出るものとする。

(1) 公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするとき。

(2) 使用者を変更しようとするとき。

(共用給水装置等の代表者)

第14条 共用給水装置等を使用する者は、これらの者又は当該共用給水装置等の所有者若しくは管理者（次項において「共用給水装置等の使用者等」という。）のうちから代表者を定めることができる。この場合において、当該代表者は、市長に届け出なければならない。

2 前項の代表者は、共用給水装置等の使用者等に係る下水道使用料（以下「使用料」という。）の納付その他共用給水装置等の使用者等が行うべき事務を処理するものとする。

(使用料の徴収)

第15条 市は、公共下水道の使用について、使用者（第13条の規定による届出（公共下水道の使用を開始し、若しくは再開しようとするとき、又は給水装置若しくは水道水以外の水を使用するための装置を増設しようとするときに係るものに限る。）を怠った者及び第17条の規定による届出を怠った者を含む。）から使用料を徴収する。

2 使用料は、市長が定める2月分を市長が定める期日までに納付しなければならない。ただし、これにより難いと認めるときは、市長が定める月分を市長が定める期日までに納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他の公共下水道を一時使用する場合において必要があると認めるときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他市長が必要があると認めたときに行う。

(使用料の算定)

第16条 使用料の額は、次項の規定により算定した使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定めるところにより算出した額に消費税等加算率（市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第1条の2第1号に規定する消費税等加算率をいう。第26条の3において同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、市長が水道の使用水量と排除した汚水の量が明らかに異なると認める場合における汚水の量の算定の方法については、別に定める。

(2) 水道水以外の水を排除した場合は、次のアからウまでに定める場合の区分に応じ、当該アからウまでに定める水量とする。

ア 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がある場合 当該装置により測定された水量

イ 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がない場合であって、一般汚水のうち一般家庭から排除される汚水である場合 世帯員1人につき1月当たり5立方メートル

ウ 水道水以外の水の使用水量を計測する装置がない場合であって、浴場汚水である場合又は一般汚水のうち一般家庭以外のものから排除される汚水である場合 市長が認定した水量

(3) 第1号及び前号に掲げる場合に該当する場合における汚水の量は、これらの規定により算定された水量を合計した量とする。

(4) 製氷業、醸造業、清涼飲料水製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量はその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、市長が定める申告書を市長に提出しなければならない。この場合においては、前3号の規定にかかわらず、市長は、その申告書の記載の内容を勘案してその使用者

の排除した汚水の量を認定するものとする。

- 3 共用給水装置等を使用する者（第14条第1項の規定による届出をした者に限る。）にあつては、これらの者が排除した汚水の量を共用給水装置等を共用する戸数で除して得た値をもつて別表の規定により算出した額に共用給水装置等を共用する戸数を乗じた額を第1項に規定する別表に定めるところにより算出した額として、同項の規定を適用する。
- 4 市長が定める月の期間の途中で一般汚水を排除する使用者が月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、廃止し、又は再開したときの使用料は、使用日数が15日以上の場合は1月分とし、15日未満の場合は1月分の半額とする。
- 5 水質が著しく悪いため汚水の処理及び公共下水道の維持に特別の費用を要すると認める汚水を排除する使用者に係る使用料の額は、第1項の規定にかかわらず、前各項の規定により算定した使用料の額に3を乗じて得た額を限度として、市長が別に定める額とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、第2項に規定する汚水の量の算定方法その他の使用料の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

（使用の態様の変更の届出）

第17条 使用者は、水道水の排除に加えて水道水以外の水を排除することになったとき、水道水以外の水を使用するための設備に変更があつたときその他規則で定める使用の態様の変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

第23条を次のように改める。

（占用）

第23条 公共下水道の敷地、排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）若しくは終末処理場に物件を設け、又は継続して公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 占用の目的
- (2) 占用の期間
- (3) 占用の場所
- (4) 公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場に設ける物件（以下「占有物件」という。）の構造
- (5) 工事実施の方法
- (6) 工事の期間
- (7) 公共下水道の施設の復旧の方法

2 前項の規定にかかわらず、占有物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって前項の占有の許可があったものとみなす。

第26条中「5,000円」を「50,000円」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第8条の2又は第8条の3の規定に違反して、第8条の2第4号又は第8条の3に定める基準に適合しない水質の下水を公共下水道に排除した者
- (2) 第9条第1項又は第2項本文（これらの規定を第11条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (3) 第10条第1項又は第10条の13第1項若しくは第2項（これらの規定を第11条の7において準用する場合を含む。）の規定に違反して、排水設備等又は除害施設の新設等の工事を行った者
- (4) 第10条の4第2項又は第10条の6の規定に違反した者
- (5) 第10条の13第3項（第11条の7において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第11条第1項（第11条の7において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は同項の規定による市の職員の検査を受けなかった者
- (7) 第11条の2の規定に違反して、排水設備等の新設等の工事を指定排水設備工事業者以外の者に行わせた者

- (8) 第 1 2 条の規定に違反して、し尿を公共下水道に排除した者
 - (9) 第 1 3 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (10) 第 1 6 条第 2 項第 4 号前段に規定する申告書を提出せず、又は虚偽の記載をした申告書を提出した者
 - (11) 第 1 8 条の規定により資料の提出を求められて、これに従わず、又は虚偽の記載をした資料を提出した者
 - (12) 第 2 3 条第 1 項の許可を受けないで、占用物件を設け、又は継続して公共下水道の敷地、排水施設若しくは終末処理場を占用した者
- 別表中「別表」の次に「(第 1 6 条関係)」を加え、「1 か月」を「1 月」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 8 号の改正規定、同条第 9 号を削る改正規定、同条第 1 0 号の改正規定、同号を同条第 9 号とし、同条第 1 1 号を同条第 1 0 号とし、同号の次に 1 号を加える改正規定、第 3 条第 1 2 号を削る改正規定及び第 1 3 条から第 1 7 条までの改正規定並びに別表の改正規定並びに附則第 9 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 9 条の規定は、平成 2 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に提出された改正後の第 3 条第 8 号に規定する排水設備又は下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 2 4 条第 1 項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（公共設置ます（排水設備と公共下水道を接続するますをいう。）を除く。）（以下これらを「新排水設備等」という。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとする旨の申請書に係る者について適用し、施行日前に提出された改正前の第 9 条第 1 項に規定する排水設備等（附則第 5 項において「旧排水設備等」という。）の新設等を行おうとする旨の申請書に係る者については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において改正前の第10条第1項の規定により市長が指定した業者である者は、施行日において改正後の第10条第1項に規定する市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事業者」という。）とみなす。ただし、当該指定排水設備工事業者とみなされた者に係る当該指定の有効期間は、同条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日の前日において前項の規定により指定排水設備工事業者とみなされる者に専属していた改正前の市川市下水道条例に基づく規則に規定する下水道排水設備工事責任技術者である者は、施行日において指定排水設備工事業者に専属する改正後の第10条の4第1項に規定する排水設備工事責任技術者とみなす。
- 5 改正後の第10条の13及び第11条の規定は、施行日以後に改正後の第9条第1項に規定する確認を受けた新排水設備等の新設等の工事について適用し、施行日前に改正前の第9条第1項に規定する確認を受けた旧排水設備等の新設等の工事については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第11条の2及び第11条の3の規定は、施行日以後に排水設備等の新設等を行う改正後の第3条第7号に規定する排水設備義務者（次項において「排水設備義務者」という。）について適用する。
- 7 改正後の第11条の4及び第11条の6の規定は、施行日以後に排水設備義務者が行った行為又は施行日以後の排水設備義務者に係る事実について適用する。
- 8 改正後の第11条の5の規定は、施行日以後に新排水設備等の新設等の工事の施工に着手した指定排水設備工事業者以外の者について適用する。
- 9 改正後の第16条第2項（同項第2号アに係る部分に限る。）の規定は、公布の日以後に市長が水道水以外の水の使用水量を計測する装置があることを確認した場合であって、当該確認をした日の属する月の翌月分以後の月分として当該装置により計測される水量について適用する。
- 10 この条例の施行前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

下水道事業の健全な運営を確保するため、指定排水設備工事業者の指定に関する規定を新設し、及び指定排水設備工事業者等に対する規制の強化を図るとともに、使用料に関する規定の整備を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。